

- 1日 元旦
- 4日 官庁仕事始め
- 11日 蔵開き、鏡開き
- 15日 成人の日
- 19日 家庭の日
- 21日 大寒

町だより

広報こすど

	(49.12.1 現在)
男	5,105 (-6)
女	5,472 (±0)
計	10,577 (-6)
世帯数	2,267 (+2)

発行所 小須戸町役場 ☎ 3111
 毎月1日発行 印刷所 玉庭印刷所

No.22 1/1
 昭和50年



国土は国民の限られた資源です

土地対策の要 国土法

国土利用計画法は地価の安定と国土の計画的な利用をはかる土地対策の基本となる法律で、十二月二十四日から施行されました。

この法律は健康で文化的な生活環境と、わたしたちが生きていくために必要な産業基盤を築き、豊かなくらしのできる都市や農山漁村をつくり出そ

うとするもので、主な内容は次のとおりです。

一、国土利用計画法の要旨

- (1) 国土の計画的な利用を図るため、そのもととなる土地利用計画を定めるとともに、これにもとづいて土地の使い方の混乱を防ぎ、正しく望ましい土地利用を進めるため土地利用の基本計画を定め、これに従って土地利用を図ります。
- (2) 急激な地価の値上がり防止するとともに、正しく望ましい土地利用を図るため、土地の取引を規制します。
- (3) 遊んでいる土地を公共の福祉優先の立場から積極的に活用します。

二、定められた広さ以上の土地取引は届出が必要です。
 この法律の施行後は定められた広さ以上の土地の売買などの契約をするときは、売る人も買う人(貸借する人も同じ)も、土地の

売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書を市町村長を通して県知事に出さなくてはなりません。

土地取引が行われる場合届出が必要な面積は、市街化区域では二平方メートル以上、その他の都市計画区域では五千平方メートル以上、都市計画区域以外のところでは一万平方メートル以上の取引とされています。

三、土地取引に許可が必要で

将来の値上がりを期待して土地取引が盛んに行われるとか、地価の値上がりが激しくなるような地域については、土地取引について

は県知事の許可を必要とする地域(規制区域)を定めることがあります。

この規制区域が定められますと、この区域内で土地の売買などの契約をするときは届出と同じ内容を記載した許可申請書を書き、市町村長を通して知事の許可を受けなければならなりません。

なお、このほか土地取引が行われ、使われないで遊んでいる土地について正しく役立つように土地利用を進めることなどが定められています。この法律のくわしいことは役場におたずねください。

農業センサス

— 2月1日 —

二月一日には全国いっせいに農業センサスが行われます。このセンサスは、「農業に関する国勢調査」ともいふべき最も基本かつ総合的な統計調査で、昭和二十五年以来五年ごとに実施されているものです。調査は、すべての農家を対象に行われます。

この調査によって、我が国全体の現在の農業、農村の姿がはつきりと統計としてとらえられることとなります。この調査の結果は、町づくりの基礎となることはもちろん、県なり国なりでいろいろの施策、特に農業を発展させるための施策を進める上で、最も基礎的な資料となるものです。

調査員が皆様のお宅をお訪ねし、調査票に基づいていろいろお尋ねしますからどうぞ御協力くださいようお願いいたします。